

# 長野県工賃倍増5か年計画（概要）

## 1 趣旨

長野県は、平成19年に「長野県障害者計画」（後期計画）（H19～23年度）を策定し、就労支援を重点施策として位置づけ取り組んでいる。

今回、国からも成長力底上げ戦力の「福祉から雇用へ」の考えのもと、障害者の自立と生活の向上を図るため、就労継続支援事業者や授産施設等の福祉施設を対象とした「工賃倍増5か年計画」をはじめとする様々な取組が提示されている。

このような状況の中、利用者の働く場となっている施設における就労支援の取組は、特に重要となる。また、工賃アップは、単に収入を増加させるだけのものではなく、労働を通じての社会参加や自己実現を図るためにも必要なものである。

しかしながら、多くの施設が、より高い工賃を確保したいと思いつつも様々な事情から、なかなかその取組に重点をおくことができない状況にある。

こうした状況を踏まえ、当県の工賃アップの取組を進めるに当たっては、各施設が一律に工賃倍増を図るといった画一的な取組ではなく、利用者の状況やニーズに応じた丁寧な対応や支援が必要であると考え、また、働くことを希望する利用者に対しては、まず、企業等への就職支援を優先することが必要と認識しており、そのことを前提とした上で、工賃引き上げに向けた取組が必要になるものと考えている。

長野県としては、この機会に国の工賃倍増計画や支援施策をより積極的に活用し、工賃アップを目指す施設と一体となって取り組んでいきたいと考え本計画を策定する。

## 2 対象期間

平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

## 3 対象事業所

- (1) 就労継続支援B型事業所
- (2) 身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設（いずれも小規模通所授産施設を含む。）

平成19年4月1日現在の対象事業所の状況

種 別	対象事業所	利用定員
就労継続支援B型事業所	26か所	530人
授産施設（小規模通所授産施設を含む。）	79か所	2,086人

## 4 工賃の状況

平成18年度の平均工賃月額

対 象 事 業 所 数	92か所
長野県の平均工賃月額	10,548円

## 5 達成目標

県は、平成 23 年度までに次の目標達成を目指す。

- ① 対象事業所の県全体の月額平均工賃を 22,000 円以上とする。
- ② 月額平均工賃 3 万円以上を達成する対象事業所数を県全体で 30 か所以上とする。

## 6 県が取り組む支援策

目標達成のためには、事業所の主体的な取組と、それを支援する県の施策が重要となる。

事業所アンケートや授産活動活性化支援員が事業所を訪問して把握した課題、工賃倍増 5 か年計画策定検討会で出された意見等を踏まえ、事業所等の工賃アップの課題と取組の視点を整理すると次の 4 点に集約される。

- 利用者の生活を支えるための工賃アップに向けた支援
  - ・工賃アップに向けた取組に対する意識づくり
  - ・計画的な工賃アップの取組
- 企業の実践的な経営手法の導入等により工賃アップへの取組をする場合の支援
- 官公需と企業からの発注促進
- 事業所と企業や関係機関等とのネットワーク構築支援

県は、これらの課題に対応するため 19 年度事業を構築し直すとともに、20 年度に新たに「工賃アップ基礎セミナー、引き上げ計画策定セミナーの開催、工賃倍増計画実践モデル事業」を立ち上げ、下記の支援策により事業所の工賃アップを積極的に推進していく。

- ① 授産活動活性化支援員による個別支援（H19 年度）→（H20 年度）工賃アップ推進員として民間の経営アドバイザー等を配置
- ② 民間の専門技能や営業技術を有する者（登録コーディネーター）を事業所に派遣
- ③ 施設外授産確保に向けた施設の活動に対し、代替職員配置に対する人件費助成
- ④ 工賃アップ基礎セミナー及び工賃引上げ計画策定セミナーの開催(平成 20 年度～)
- ⑤ 工賃倍増計画実践モデル事業の実施（平成 20 年度～）
- ⑥ 共同受注・共同販売等に対する支援
- ⑦ 自主製品販売促進等のホームページの構築検討（平成 20 年度～）
- ⑧ 地方公共団体や地方公営企業及び企業からの発注促進
- ⑨ 事業所と企業、関係機関、関係団体等との連携強化
- ⑩ 好事例の紹介

## 7 対象事業所の工賃実績の把握と県のホームページへの公表

## 8 「工賃倍増 5 か年計画」の検証

# 長野県工賃倍増5か年計画

平成20年3月

長野県



# 目 次

1	趣旨	1
2	対象期間	2
3	対象事業所	2
4	工賃の状況	2
5	達成目標	2
6	計画推進の方向	3
7	県が工賃アップに向けて取り組んできた施策	4
8	課題と取組の視点	6
9	県が取り組む支援策	9
10	事業所等の工賃実績の把握と公表	11
12	「工賃倍増5か年計画」の検証等	11

## 参考資料

別紙1	工賃倍増5か年計画対象施設（平成19年4月1日現在）	12
別紙2	平成18年度長野県の月額平均工賃の実績状況	15
別紙3	目標工賃設定のための必要額算定資料	17
別紙4	「工賃倍増5か年計画」策定に係る授産施設等の実態調査	18
別紙5	長野県工賃倍増5か年計画推進のイメージ	20
別記1	「工賃倍増5か年計画策定検討会」について	21



## 1 趣旨

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法では、地域で安心して暮らせる社会を目指し、障害者の多様なニーズに応じたサービスを提供する体制への転換や就労支援の強化が打ち出されました。

障害のある方が地域で自分らしく自立した生活を送るためには、地域に「就労や日中活動の場」、「生活の場」、「在宅福祉サービス」、「相談・支援体制」等、様々な社会資源が総合的に整備され、福祉サービスが提供されることが必要となります。

このため、入所施設等からの地域生活移行にいち早く取り組んできた長野県としては、これら総合的な施策を県独自で立ち上げるなどして障害者の地域生活を支援してきました。

就労支援においては、平成 16 年度から、全ての障害保健福祉圏域（10 か所）に県職員である就業支援ワーカーと求人開拓員を配置して一般就労を支援し、平成 18 年度からは県職員を授産活動活性化支援員として県下 4 ブロックの総合支援センターに 1 名ずつ配置して、授産施設等の工賃アップに向けた取組を積極的に支援してきました。

平成 19 年 3 月には「長野県障害者計画（後期計画）」（平成 19～23 年度）を策定し、就労支援を重点施策として位置づけ取り組んでいるところです。

今回、国からも、成長力底上げ戦略の「福祉から雇用へ」の考えのもと、障害者の自立と生活の向上を図るため、就労継続支援事業者や授産施設等の福祉施設を対象とした「工賃倍増 5 か年計画」をはじめとする様々な取組が提示されてきております。

このような状況の中、利用者の働く場となっている福祉施設における就労支援の取組は、特に重要となります。また、工賃アップは、単に収入を増加させるだけのものではなく、労働を通じての社会参加や自己実現を図るためにも必要なものです。

しかしながら、多くの施設が、もっと多くの工賃を確保したいと思いつつも様々な事情から、なかなかその取組に重点をおくことができない状況にあることも事実です。

こうした状況を踏まえ、長野県の工賃アップの取組を進めるに当たっては、各施設が一律に工賃倍増を図るという画一的な取組ではなく、各施設の利用者の状況やニーズに応じた丁寧な対応や支援が必要であると考えます。また、働くことを希望する利用者に対しては、まず、企業等への就職支援を優先することが必要ですし、そのことを前提とした上で、工賃アップに向けた取組が必要になるものと考えます。

長野県としては、この機会に国の工賃倍増計画や工賃アップのための施策を、より積極的に活用し、福祉施設と一体となって工賃アップに取り組んでいきたいと考え、この取組を着実かつ計画的に進めていくために本計画を策定するものです。

## 2 対象期間

平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

## 3 対象事業所

この計画の対象となる事業所（以下「事業所等」という。）は、次のとおりです。

- (1) 就労継続支援B型事業所
- (2) 授産施設：身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設（いずれも小規模通所授産施設を含む。）

事業所等の状況 (平成19年4月1日現在)

種 別	事業所等の数	利用定員
就労継続支援B型事業所	26か所	530人
授 産 施 設	79か所	2,086人
計	105か所	2,616人

(詳細別紙1参照)

## 4 工賃の状況

事業所等の平成18年度の月額平均工賃の状況は、次のとおりとなっています。

(平成18年度)

事業所等の数	92か所
長野県の月額平均工賃	10,548円

(別紙2参照)

## 5 達成目標

- (1) 県は、平成23年度までに次の目標達成を目指します。
  - ① 県全体の事業所等の月額平均工賃を 22,000円以上とします。
  - ② 月額平均工賃 3万円以上を達成する事業所等の数を県全体で30か所以上とします。



### 【目標設定の考え方】

県が設定する目標工賃は、県全体の事業所等の月額平均工賃です。

目標工賃は、障害年金等の社会保障給付等による収入と合わせて、地域で経済的に自立した生活を送るために必要な額を設定する必要があります。

20歳、一人暮らし、障害基礎年金2級受給者をモデルに必要な額を算定すると約30,000円となります。(別紙3参照)

しかし、平成18年度実績が10,548円の月額平均工賃を平成23年度までに30,000円以上にすることは、実際にはかなり難しいと考えられます。

本計画を立てるために開催した「工賃倍増5か年計画策定検討会」(別記1参照)においても30,000円以上とすべきとの議論もありましたが、現在、事業所等が、コミュニケーションの場、社会参加の場、日常生活機能訓練の場、収入確保の場、職業準備訓練の場等様々な目的の日中活動の場として利用されている状況を考慮して、検討した結果、2つの目標を設定することとします。

- ① 県全体の事業所等の月額平均工賃は、平成23年度までの達成目標としては、平成18年度実績10,548円の倍である22,000円以上と設定し、平成23年度以降引き続き30,000円以上を目指します。
- ② 月額平均工賃30,000円以上を達成する事業所等の数をもう一つの目標として設定します。

「平成18年度の長野県の月額平均工賃の実績状況」(別紙2参照)の金額別内訳をみると、30,000円の2分の1である15,000円以上の金額区分の事業所数が21あります。この区分に該当する事業所が、単に倍増して30,000円以上になるというわけではありませんが、30,000円以上を達成する事業所の数の目標としては、この21を超える数を検討し、工賃倍増5か年計画策定検討会において30か所以上と設定しました。

### (2) 事業所等における目標工賃設定について

工賃アップの取組は、県と事業所等とが一体となって取り組まなければ推進することが難しいものです。

工賃アップの取組に当たっては、事業所等としても工賃アップに向けた計画(以下「工賃引上げ計画」という。)を積極的に作成し、実施することが望めます。

この工賃引上げ計画の作成は、平成19年度から23年度までの間に行われることが望ましく、平成23年度の目標工賃を設定し計画的な工賃アップの取組が望めます。この目標工賃設定の留意事項は次のとおりです。

- ① 工賃アップに取り組む事業所等においては、事業所ごとに現状、有する資源、地域性、利用者の意向、地域の実情を踏まえた生活費、県の目標工賃等を勘案して、独自の目標工賃を設定する必要があります。
- ② 目標工賃の設定に当たっては、事業所全体での合意形成や目標の共有化を図りながら設定することが重要です。

## 6 計画推進の方向

- (1) 障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、県は、工賃アップに取り組む事業所等を積極的に支援するとともに、企業や関係機関等の理解と協力が得られるよう連携を図ります。
- (2) 工賃アップに取り組む事業所等は、企業や関係機関等の協力を得ながら、主体的に、各事業所の目標達成に向けた取組を推進します。

## 7 県が工賃アップに向けて取り組んできた施策

授産施設等で働く障害者の工賃アップのため、県は平成14年度から、施設同士が連携して取り組む共同受注・共同販売する力を強化するための支援を行ってきました。

また、平成16年度から授産施設等に企業等民間のビジネス的感觉を導入し、新製品開発や販路開拓等を支援するため、コーディネーターを配置して支援する「作業所営業技術パワーアップ事業」を開始しました。

さらに、平成18年度からは、この「作業所営業技術パワーアップ事業」を強化し、県下4ブロックの総合支援センターに県職員を「授産活動活性化支援員」として各1名配置し、現地で直接、施設職員の相談支援を行い、先進事例の情報提供やモデル事例の創設、企業等とのネットワークの構築に努めてまいりました。

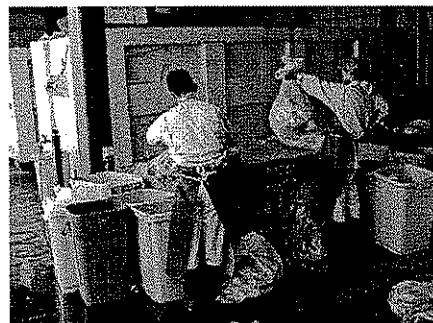
このような活動から、平成19年度は、より多くの施設のニーズに応えられるように、民間の多様な技術や技能を活用する「外部実践者営業技術活用支援事業」やより多くの工賃アップが見込める施設外授産活動を積極的に推進する施策を立ち上げるとともに、共同受注・共同販売強化の支援策と統合し、「福祉就労強化事業」として一層効果的な支援となるよう施策を講じてきました。

このような施策から次のようなビジネスモデル事例が生まれています。

### ドリンクメーカー空缶リサイクル分別作業受注

ドリンクの自動販売機ルートサービスで回収された空缶類、ペットボトルを企業内において施設指導員と障害者6名程度がグループを構成し分別しています(企業内授産活動)。受注額20万円/月。

一人当たり数千円程度の工賃アップに結びつきました。



### おからの出ない豆腐を製造・販売

おからの出ない大豆まるごと豆腐の製造技術を企業から導入。大豆は、地元地区で生産したものを使用。

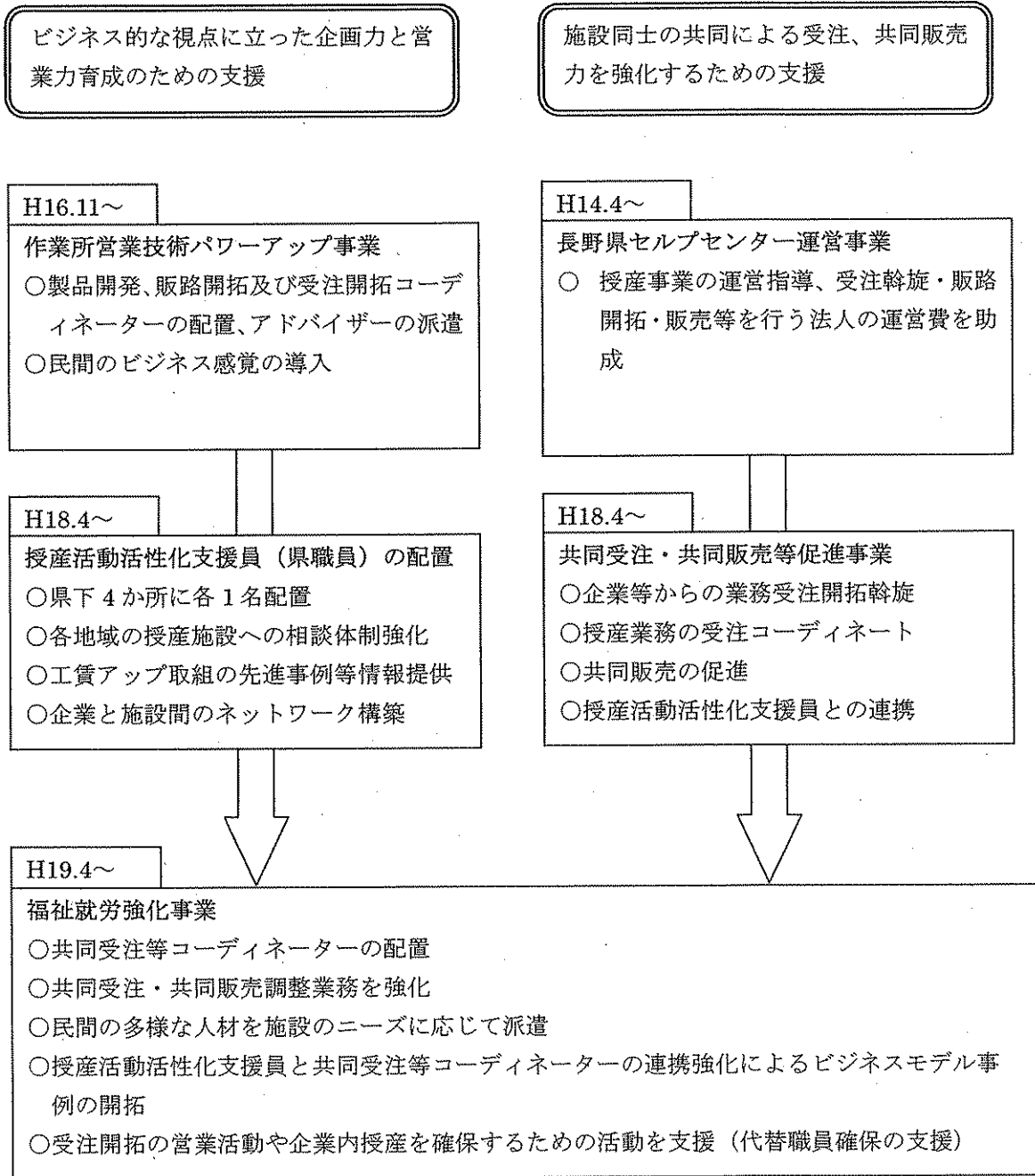
毎日180丁を製造し、宅配、出張、店頭で販売。月70万円程度の売上げを確保している。

製造に4名、販売に2~3名の障害者が係わり、作業工賃2万5千円/月を達成。

平成20年度は、一層生産を増やし、作業工賃3万円/月を目指します。



## 県が工賃アップに向けて取り組んできた施策の概略



1. 成果 企業内での授産活動、新製品の開発等により工賃アップが図られた。  
新たなビジネスモデルができた。
2. 課題 ビジネスモデルはできたが、更に、工賃アップを図るには、再度作業品目や作業種目の見直しを含め、施設の取組み方を見直し、計画的な構築が必要である。

## 8 課題と取組の視点

目標達成のためには、事業所等の主体的な取組が何より重要です。

そこで、平成19年9月末現在の事業所等102か所に対してアンケート調査を実施（10月16日）し、75か所から回答がありました。（別紙4参照）

その結果をみると、「工賃アップについて、現在何か取組をしていますか。」との問いに対し、回答者の約9割が「有」と回答しており、ほとんどの事業所等が工賃アップに向けて様々な取組を実施しています。

何らかの取組を行っているとの回答のうち、計画を策定した上で取り組んでいる事業者等は約1割と、多くの事業所等においては計画的な工賃アップの取組となっていない状況が見られます。

なお、工賃引上げ計画については、回答者の約2割が策定する予定があり、策定するためのセミナー受講等を希望しています。一方、約8割は策定する予定がなく、その理由は『施設の方針が決まっていない。』『方策が分からない。』『他のサービスを展開する。』などとなっています。

また、「商工会等、商工団体と情報交換や工賃アップのための協力を得られていますか。」との問いに対し、回答者の約2割が「有」と回答しているに留まっています。

以上のとおり、アンケート結果から、工賃アップの取組を行っている事業所等であっても、計画を策定したり、福祉就労強化事業を積極的に活用する事業所等もあれば、一方で、事業所等の方針が決まっていないため計画を策定する予定がなかったり、工賃アップの必要性を感じているが、方策が分からない等の事業所等もあり、取組に対する意識や取組状況などには事業所間によって差がありました。

このアンケート調査結果や授産活動活性化支援員が事業所等を訪問して把握した課題、工賃倍増5か年計画策定検討会で出された意見等を踏まえ、事業所等の工賃アップに関する課題及び工賃アップを目指す場合にその取組を進めるに当たっての視点については、次のように考えられます。

### (1) 利用者の生活を支えるための工賃アップに向けた支援

#### ① 工賃アップに対する意識に関する課題

- ・ 工賃アップに対する意識が事業所内（経営者、職員）でまだ共有されていない状況がある。
- ・ 事業所と利用者及びその家族との間で工賃アップに対する意識のズレが生じている。



#### 取組を進めるに当たっての視点

事業所の経営理念、目指す方向を確認、再構築して、事業所内の経営者や職員ばかりでなく、事業所の利用者、利用者の家族まで含めて、工賃アップに向けた共通の意識を持つ必要がある。

<関連する県の支援策（9-（1）-①）>

② 工賃アップに取り組む計画に関する課題

- ・ 工賃アップに取り組んでいるが、計画的なものとなっていない。



取組を進めるに当たっての視点

- ・ 工賃引上げ計画を作成し、計画的に取り組む必要がある。
- ・ 工賃引上げ計画を推進していくためには、事業所経営者のリーダーシップの下で、職員が主体的に取り組む必要がある。

<関連する県の支援策（9-（1）-②）>

(2) 企業的な経営手法の導入に向けた支援

① 経営手法に関する現状と課題

- ・ 生産販売活動において、基本的な経営姿勢である「生産しているものは商品であり、商品をお客様に買っていただく」などの顧客意識やビジネスマナーが見落とされてしまう傾向がある。
- ・ 商品のコスト意識や市場のニーズ把握などが不足している。



取組を進めるに当たっての視点

- ・ 企業的な経営の考え方や手法を活用する必要がある。
- ・ 事業所経営者や職員が、行政や企業で開催する研修等に参加して、スキルアップを図る必要がある。

<関連する県の支援策（9-（2）-①②）>

② 受注・販路開拓に関する課題

- ・ 企業からの下請の受注単価が低いため、受注先を変更したいと考えても新たな仕事の開拓が難しい状況にある。
- ・ 受注先や販売先の開拓が不足している。
- ・ 工賃アップの課題を自主的に解決する実行力が不足している。



取組を進めるに当たっての視点

- ・ マーケティング等企業の手法を活用し、自主製品の開発・改良、受注開拓や新たな業務開発を行う必要がある。
- ・ 事業所の外に出向き、受注開拓や販売先拡大のための営業活動を積極的に導入する必要がある。
- ・ 企業や地域、事業所間の連携を強化し、ビジネスチャンスを広げる必要がある。

<関連する県の支援策（9-（2）、（3）、（4））>

③ 工賃アップに取り組む人材に関する課題

- ・ 現状の業務が手一杯で、工賃アップにまで取り組めない。
- ・ 工賃アップへの取り組み方が分らない。



取組を進めるに当たっての視点

- ・ 人材を有効活用できる運営体制や作業種目等の見直しを検討する必要がある。
- ・ 事業所経営者や職員が、行政や民間で開催する研修等に参加して、スキルアップを図る必要がある。

<関連する県の支援策 (9-(1)-①ウ、エ, ②ア、(2)-①②)>

(3) 官公需と企業からの発注促進

- ・ 地方公共団体から優先的な物品等の発注や共同受注による清掃等が行われているが、受注を拡大したい。
- ・ 企業が発注しやすい環境が不足している。



取組を進めるに当たっての視点

- ・ 事業所が受注できる物品や作業内容と地方公共団体から発注が見込まれる物品や作業内容とのマッチングを促進する必要がある。
- ・ 受注拡大に向けた受け入れ体制（業務の量、納期、質など）の確保をしていく必要がある。
- ・ 企業向けの制度等を企業に周知し、発注環境を整えていく必要がある。

<関連する県の支援策 (9-(3)、(4))>

(4) ネットワーク構築支援

① 事業所と企業等との連携に関する課題

- ・ 事業所は企業との交流が不足しており、そのため、企業のニーズや事業所生産力を有効活用できる業務を持つ企業の存在等を把握する機会を得ることが困難な状態である。

一方、企業も同様に、事業所の生産力を有効に活用することに気づいていない状況がある。

② 関係機関や関係団体、消費者等地域との連携が不足している。



取組を進めるに当たっての視点

- ・ 企業や地域の商工団体との連携や事業所間の連携を強化していく必要がある。
- ・ 関係機関や関係団体等地域との連携を強化していく必要がある。

<関連する県の支援策 (9-(2)-①⑤、(3)、(4))>

## 9 県が取り組む支援策

### (1) 利用者の生活を支えるための工賃アップに向けた支援策

#### ① 工賃アップに向けた取組に対する意識づくり

##### ア 授産活動活性化支援員による個別支援（平成19年度～）

- ・ 工賃アップにどう取り組むか事業所等の具体的な課題について、授産活動活性化支援員（19年度）（平成20年度からは、工賃アップ推進員）が個別に相談に応じることにより、工賃アップへの意識が高まるよう支援します。

##### イ 福祉就労強化事業を活用した工賃アップの取組を通じた意識づくりの支援（平成19年度～）

- ・ 福祉就労強化事業の外部実践者（登録コーディネーター）を派遣し、工賃アップの取組を企業的な手法を学び実践することにより、工賃アップの可能性を知り、工賃アップへの積極的な意識が持てるように支援します。
- ・ 福祉就労強化事業の施設外就労支援を活用して、営業開拓を実践することにより、工賃アップの可能性を知り、工賃アップへの積極的な意識が持てるように支援します。

##### ウ 工賃アップ基礎セミナーの開催（平成20年度～）

- ・ 県の支援策、制度等を周知するほか、工賃アップに向けた共通の意識づくりや経営手法の基礎的な方策を学び、工賃アップに取り組む基礎セミナーを開催します。

##### エ 好事例の紹介（平成19年度～）

- ・ 福祉就労強化事業や先行して工賃アップに取り組んでいる事業所等の好事例を県のホームページ等で紹介します。

#### ② 計画的な工賃アップの取組

##### ア 工賃引上げ計画の作成を支援（平成20年度～）

- ・ 工賃引上げ計画やその実現に向けた取組手法、マーケティングや工賃目標の設定など、各事業所が事業所の状況に応じた工賃引上げ計画の策定方法を工賃アップの実績のある者から学ぶ「工賃引上げ計画策定セミナー」を開催します。

##### イ 工賃倍増計画実践モデル事業の実施（平成20年度～）

- ・ 工賃引上げ計画を作成、実践する事業所を選定の上、工賃アップの実績がある経営コンサルタントを1年間継続して派遣して集中的な支援を行い、計画の立案、実行方法について指導を行うことにより、工賃アップのモデル事業所をつくりまします。
- ・ モデル事業所による計画的な工賃アップの手法を各種セミナー等を通じて周知します。

(2) 企業的な経営手法の導入等により工賃アップへの取組を実践する場合の支援

① 事業所等への個別支援（平成 19 年度～）

- ・ 企業のネットワークに通じた人材（工賃アップ推進員）を配置し、（平成 20 年度～）企業への営業や業務開拓等を支援します。（平成 19 年度までは、県職員を授産活動活性化支援員として配置）
- ・ 事業所と企業等との業務取引のネットワークづくりを支援します。
- ・ 企業経営の考え方や手法を個別にアドバイスします。
- ・ 取組を実践する際の課題について個別の相談支援を行います。
- ・ 県の支援策や制度を周知します。

② 民間の専門技能活用支援（平成 19 年度～）

- ・ 工賃アップの取組を実践する場合に必要な民間の専門技能を有する多様な人材を事業所等のニーズに応じて派遣し、経営改善や工賃アップに向けた取組手法をアドバイスします。（平成 19 年度～）
- ・ 事案により、工賃アップ推進員と共に工賃アップの先進事例の実績のある工賃アップアドバイザーを派遣して、工賃アップの取組の実践を支援します。（平成 20 年度～）

③ 施設外授産活動等促進支援（平成 19 年度～）

事業所の外に出向いて施設外授産や営業活動するための代替職員を確保するための支援を行います。

④ 共同受注・共同販売等に対する支援（平成 19 年度～）

事業所等の共同受注・共同販売等の連携を企画し、事業所間の連携を強化する支援を行います。

- ・ 事業所間の連携を促進し、スケールメリットを生かすよう支援します。
- ・ 1 事業所では、請け負えない大口受注業務の企画調整を行います。

⑤ 自主製品販売促進等のホームページの構築（平成 20 年度～）

売上げ増加につなげるため、事業所等の自主製品を紹介し、自主製品の販売につながるホームページの構築や有効な活用方法を検討します。

(3) 官公需と企業からの発注の促進

① 地方公共団体や地方公営企業からの発注の促進（平成 19 年度～）

- ・ 障害者多数雇用事業者等（事業所等が含まれる。）からの優先的な物品等の調達を積極的に実施します。（平成 19 年度～）
- ・ 地方公共団体が行う契約制度の改正（障害者支援施設等との随意契約の範囲の拡大）（地方自治法施行令の改正、平成 20 年 3 月～）を積極的に周知し、地方公共団体や公営企業からの業務発注を促進します。また、工賃アップ推進員が、事業所等の受注や販路の開拓につながるよう支援します。（平成 20 年度～）

② 企業からの発注促進（平成 19 年度～）

- ・ 授産活動活性化支援員（工賃アップ推進員）による企業訪問や地域の商工団体等を通じて、企業向けの各種制度（在宅就業者支援制度の対象施設の拡大（平成 19 年度～）、発注促進税制（平成 20 年度～）等）を企業に周知するとともに、その活用



を促し、企業からの発注を促進します。

- ・ 企業が在宅就業者支援制度を活用するためには、事業所等の在宅就業支援団体としての登録が必要なため、事業所等に対して、在宅就業支援団体の登録を促します。

#### (4) ネットワーク構築支援

##### ① 企業等との連携強化（平成19年度～）

- ・ 事業所等と企業や地域の商工団体等との連携が図られるよう支援します。  
地域の商工団体等との連携の場を紹介します。  
授産活動活性化支援員（工賃アップ推進員）による地域の企業とのネットワークづくりを支援します。

##### ② 関係機関、関係団体等との連携（平成19年度～）

- ・ 事業所等と地域の関係団体や関係機関等との連携が図られるよう市町村や地域の障害者自立支援協議会等を通じて支援します。

#### 10 事業所等の工賃実績の把握と公表

- ・ 国が実施する工賃の実態調査を通じ、事業所等の工賃実績を把握するとともに、県のホームページ等で公表します。（平成19年度～）

##### 【実態調査対象施設】

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、身体・知的・精神障害入所  
・ 通所授産施設（小規模通所授産施設を含む。）、身体・知的障害者福祉工場

#### 11 「工賃倍増5か年計画」の検証等

- ・ 県の5か年計画を評価・検証するため、「工賃倍増5か年計画評価検証委員会」を設置し、計画の見直しを検討します。（平成21年度に計画の評価・検証を行います。）

目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的な取組の実施、目標の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直しを行う工賃倍増PDCA（plan, do, check, action）サイクルを確立していきます。

平成19年度	プラン策定（Plan）
平成20年度	プラン実行（Do）
平成21年度	プラン評価・検証（Check）
平成22年度～	見直したプランによる施策実行（Act）

(注) 県が取り組む支援策のうち、(1)②ア及びイ、(2)③を除く施策については、工賃倍増5か年計画の対象となっている事業所（3(1), (2)）に加えて、次の事業所が支援の対象となります。

- ① 就労継続支援A型事業所、障害者自立支援法移行前の身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場等のうち「工賃引上げ計画」を作成し、積極的な取組を行っている事業所
- ② 地域活動支援センター及び小規模作業所のうち就労継続支援B型事業所等の事業への移行が具体的に計画されており、工賃アップに意欲的に取り組む事業所

## 工賃倍増5か年計画対象施設(平成19年4月1日現在)

## 就労継続支援B型事業所

(従たる事業所が3か所あるが、主たる事業所で掲載)

番号	運営主体	名称	所在市町村	利用定員
1	(福)七草会	おむすび作業所	小諸市	24
2	(福)長野県知的障害者育成会	小諸みかけ	長野市	13
3	(福)ちくま	ちくま	松本市	20
4	(福)稲田会	ワークセンターYUI	長野市	20
5	(福)長野県知的障害者育成会	指定障害者多機能型福祉施設Lサポート	飯田市	18
6	(福)長野県知的障害者育成会	エルサポートパノラマ	松本市	20
7	(福)絆の会	キャロットハウス	長野市	20
8	(福)すこう福祉会	ワークハウスわらしべ	須坂市	15
9	(福)ちいさがた福祉会	さんらいずホール	東御市	10
10	(福)まるこ福祉会	とんぼハウス	上田市	24
11	(福)長野市社会事業協会	障害者福祉施設長野市栗田園	長野市	20
12	(NPO)仁の会	絆園	上田市	12
13	(福)この街福祉会	多機能型施設 夢屋&モモ	富士見町	15
14	(NPO)障がい者サポートクラブゆめ	就労継続支援事業所ポケット	須坂市	10
15	(NPO)なかま	てとと常盤作業所	大田市	45
16	(NPO)さくら会	エスサービスさくら	長野市	34
17	(福)七草会	風ととくべえ	上田市	10
18	(NPO)ぼけっと	ぼけっと	上田市	14
19	(福)伊那市社会福祉協議会	障害者社会就労センターゆめわーく	伊那市	30
20	(福)伊那市社会福祉協議会	輪っこはうす・コスモスの家グループ事業所	伊那市	30
21	(福)伊那市社会福祉協議会	ひわまりの家・さくらの家グループ事業所	伊那市	40
22	(福)かりがね福祉会	OIDEYOハウス	上田市	10
23	(福)いまりやま福祉会	いなりやま共同作業所	千曲市	14
24	(福)大田市社会福祉協議会	大田市社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	大田市	30
25	(NPO)はらっぱの会	はらっぱのレストラン	伊那市	20
26	(福)夢工房福祉会	須坂ひだまり作業所	須坂市	12
計				530

## 身体障害者小規模通所授産施設

番号	運営主体	名称	所在市町村	利用定員
1	飯島町	こまくさ園	飯島町	19
2	安曇野市	ふきぼこの家	安曇野市	19
3	(福)安曇野市社協	豊科小規模・たんぼぼ	安曇野市	19
4	波田町	波田町小規模・友夢	波田町	19
5	飯綱町	飯綱町・たんぼぼ	飯綱町	10
計				86

## 知的障害者小規模通所授産施設

番号	運営主体	名称	所在市町村	利用定員
1	(福)長野県知的障害者育成会	ドリームワークス	松本市	12
計				12

## 精神障害者小規模通所授産施設

番号	運営主体	名称	所在市町村	利用定員
1	(NPO)ウイズハードさく	野岸の丘共同作業所	小諸市	15
2	諏訪市	あおぞら工房諏訪	諏訪市	19
3	(福)南木曾町社会福祉協議会	ひだまり工房	南木曾町	15
4	池田町	池田町たんぼぼ作業所	池田町	19
5	(福)絆の会	ゆたか荘	長野市	15
6	中野市精神障害者家族会	中野市ぴあワーク	中野市	19
7	(福)木島平村社会福祉協議会	つくしの家	木島平村	19
計				121

身体障害者通所通所授産施設(入所授産施設の通所部5か所を含む。)

番号	運営主体	名称	所在市町村	利用定員
1	(福)上田しいのみ会	上田しいのみ園通所部	上田市	10
2	(福)下伊那社会福祉会	高森荘通所部	高森町	19
3	(福)下伊那社会福祉会	高森荘分場	松川町	10
4	(福)誠心福祉協会	幸泉園通所部	安曇野市	15
5	(福)長野県視覚障害者福祉協会	ふれっ手	松本市	20
6	(福)長野若槻園	長野若槻園コロニー訓練部通所部	長野市	25
計				99

知的障害者通所通所授産施設(入所授産施設の通所部3か所を含む。)

番号	運営主体	名称	所在市町村	利用定員
1	(福)小諸学舎	しのめ作業所	小諸市	40
2	(福)佐久コスモス福祉会	佐久コスモスワークス	佐久市	30
3	(福)佐久コスモス福祉会	佐久コスモスワークス分場	佐久市	15
4	(福)佐久コスモス福祉会	第二佐久コスモスワークス	佐久市	20
5	(福)望月悠玄福祉会	ワークハウス牧	佐久市	20
6	(福)上田明照会	宝池和順園	上田市	34
7	(福)縦の木福祉会	山の子学園共同村分場	長和町	15
8	(福)つばさ福祉会	希望の里つばさ	岡谷市	20
9	(福)この街福祉会	この街学園	茅野市	20
10	(福)この街福祉会	第二この街学園	下諏訪町	20
11	(福)長野県社会福祉事業団	西駒郷(授産)通所部	宮田村	30
12	(福)アンサンブル会	アンサンブル伊那	伊那市	20
13	(福)長野県社会福祉事業団	ほっとワークスみのわ	箕輪町	20
14	(福)あゆみ会	あゆみ園	飯田市	40
15	(福)アンサンブル会	アンサンブル松川	松川町	40
16	(福)信濃こぶし会	こぶし園	豊丘村	40
17	(福)夢のつばさ	夢のつばさ	阿智村	20
18	(福)中信社会福祉協会	共立学舎通所部	松本市	45
19	(福)アルプス福祉会	コムハウス	松本市	20
20	(福)アルプス福祉会	コムハウス分場	松本市	9
21	(福)アルプス福祉会	第2コムハウス・ゆい	松本市	20
22	(福)塩尻市社協	すみれの丘	塩尻市	30
23	(福)長野市社会事業協会	ひまわり	長野市	20
24	(福)しののめ福祉会	ポーチ有旅の丘	長野市	20
25	(福)ながの障害者生活支援協会	森と木	長野市	40
26	(福)ながの障害者生活支援協会	森と木分場	長野市	10
27	(福)ながの障害者生活支援協会	ながの地域職業トレーニングセンター GOOD JOB	長野市	20
28	(福)ながの障害者生活支援協会	ながの地域職業トレーニングセンター分場	長野市	10
29	(福)育護会	須坂技術学園	須坂市	32
30	(福)夢工房福祉会	ワークスペース夢工房	須坂市	20
31	(福)いなりやま福祉会	満天の星	千曲市	20
32	(福)くりのみ福祉会	くりのみ園	小布施町	20
33	(福)長野市社会事業協会	八雲作業所	長野市	20
34	(福)高水福祉会	ふっくら工房ふるさと	飯山市	20
35	(福)高水福祉会	ふっくら工房ふるさと分場	中野市	14
36	小海町	(ハート工房ぽっぽ)	小海町	20
37	(福)長野若槻園	はあてい若槻	長野市	30
38	(福)しあわせ	クロスロード	千曲市	20
計				904

精神障害者通所通所授産施設

番号	運営主体	名称	所在市町村	利用定員
1	(福)希望の虹	いずみの家	飯田市	20
2	(福)親愛の里	親愛の里紙ふうせん	高森町	20
3	(福)松本市社会福祉協議会	松本市南部精障者授産施設	松本市	25
4	(福)松本市社会福祉協議会	松本市北部精障者授産施設	松本市	20
5	(福)塩尻市社会福祉協議会	そよ風の家	塩尻市	20
6	(福)安曇野福祉協会	れんげの家	安曇野市	20
7	(福)長野市社会事業協会	三幸学園	長野市	20
8	(福)長野市社会事業協会	富竹作業所	長野市	20
9	(福)長野りんどう会	ライフサポートりんどう	長野市	20
10	(福)長野市社会事業協会	希望の家	長野市	20
11	(福)須坂市社会福祉協議会	ぶどうの家	須坂市	20
12	(福)千曲市社会福祉協議会	チューリップの家	千曲市	20
計				245

身体障害者入所授産施設

番号	運営主体	名称	所在市町村	利用定員
1	(福)上田しいのみ会	上田しいのみ園	上田市	50
2	(福)下伊那社会福祉会	高森荘	高森町	50
3	(福)誠心福祉協会	幸泉園	安曇野市	50
4	(福)長野若槻園	長野若槻園コロニ一訓練部	長野市	40
5	(福)長野若槻園	長野若槻園重度授産部	長野市	50
計				240

知的障害者入所授産施設

番号	運営主体	名称	所在市町村	利用定員
1	(福)縦の木福祉会	山の子学園共同村	長和町	50
2	(福)長野県社会福祉事業団	西駒郷(授産)	宮田村	220
3	(福)中信社会福祉協会	共立学舎	松本市	35
4	(福)長野市社会事業協会	小田切園	長野市	50
計				355

精神障害者入所授産施設

番号	運営主体	名称	所在市町村	利用定員
1	(医)友愛会	千曲工房	上田市	24
計				24

授産施設計				2,062
-------	--	--	--	-------

## 平成18年度長野県の月額平均工賃の実績状況

## 1 施設別内訳

施設種別	報告対象数	施設数 (19.4.1)	施設の定員 (人)	1人1月当たり 工賃支払平均額 (円、端数四捨五入)	同左の全国工賃 支払平均額 (円、端数四捨五入)
身体障害者小規模通所授産	10	5	10~19	9,484	10,415
知的障害者小規模通所授産	3	1	10~19	10,545	10,896
精神障害者小規模通所授産	8	7	15~19	9,670	7,335
身体障害者通所授産(入所通所部含)	7	6	10~30	13,853	19,394
知的障害者通所授産(入所通所部含)	42	38	9~40	13,754	11,502
精神障害者通所授産	12	12	20~25	8,167	12,745
身体障害者入所授産	5	5	40~50	6,256	18,117
知的障害者入所授産	4	4	40~220	4,817	10,334
精神障害者入所授産	1	1	24	6,986	10,946
小計 (工賃倍増計画対象施設)	92	79		10,548	12,222

身体障害者福祉工場	1	0	70	193,893	172,983
知的障害者福祉工場	2	1	24	89,984	84,112
計	95	80		14,989	15,257

(注) 詳細は、県ホームページ(障害福祉課⇒障害者自立支援法について⇒長野県の障害福祉施設等利用者の月額工賃)に掲載されています。

## (調査方法)

ア 本工賃実績は、国通知[「平成19年4月2日付障障発第0402001号『就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について』厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知」]に基づき事業者(施設)から報告を受けた平成18年度の工賃実績

## イ 工賃実績報告対象事業所等

(一体的な管理運営が行われている事業にあっても、事業ごとに算定)

- ① 就労継続支援事業所(A型、B型)
- ② 身体・知的・精神障害者の入所・通所(小規模を含む。)授産施設、福祉工場

\* 上記以外の事業で「工賃」が生ずる場合にあつては、今回は工賃実績を求めない。

## ウ 工賃の範囲

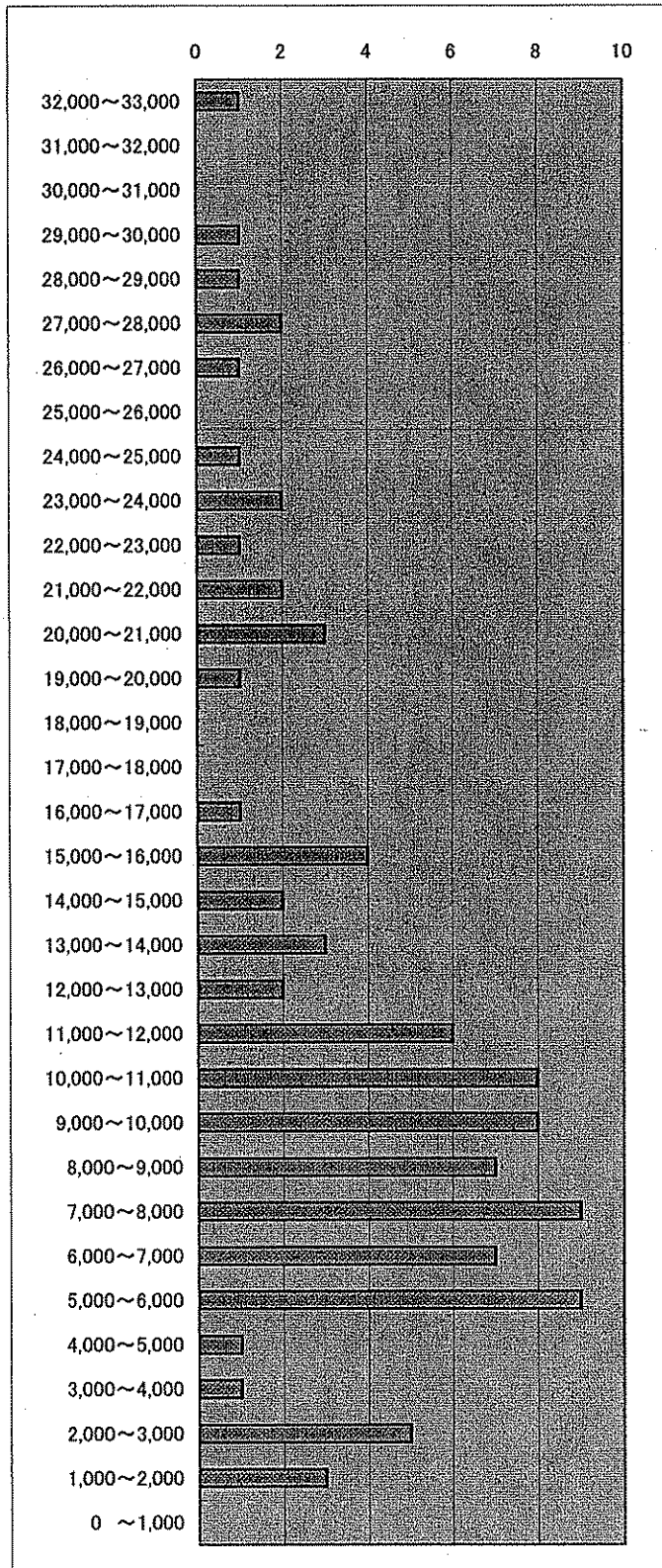
工賃、賃金、給与、手当及び賞与など、事業者が利用者に支払う全てのもの

## エ 工賃算定上の実績対象外とする内容

- ① 日給は、1日当たりの就労が3時間以下の場合
- ② 途中入退所により在籍期間が1か月に満たない月
- ③ 利用開始から1年を経過しない者分

## 2 金額別内訳

区分	対象事業所数
32,000～33,000	1
31,000～32,000	0
30,000～31,000	0
29,000～30,000	1
28,000～29,000	1
27,000～28,000	2
26,000～27,000	1
25,000～26,000	0
24,000～25,000	1
23,000～24,000	2
22,000～23,000	1
21,000～22,000	2
20,000～21,000	3
19,000～20,000	1
18,000～19,000	0
17,000～18,000	0
16,000～17,000	1
15,000～16,000	4
14,000～15,000	2
13,000～14,000	3
12,000～13,000	2
11,000～12,000	6
10,000～11,000	8
9,000～10,000	8
8,000～9,000	7
7,000～8,000	9
6,000～7,000	7
5,000～6,000	9
4,000～5,000	1
3,000～4,000	1
2,000～3,000	5
1,000～2,000	3
0～1,000	0
計	92



## 目標工賃設定のための必要額算定資料

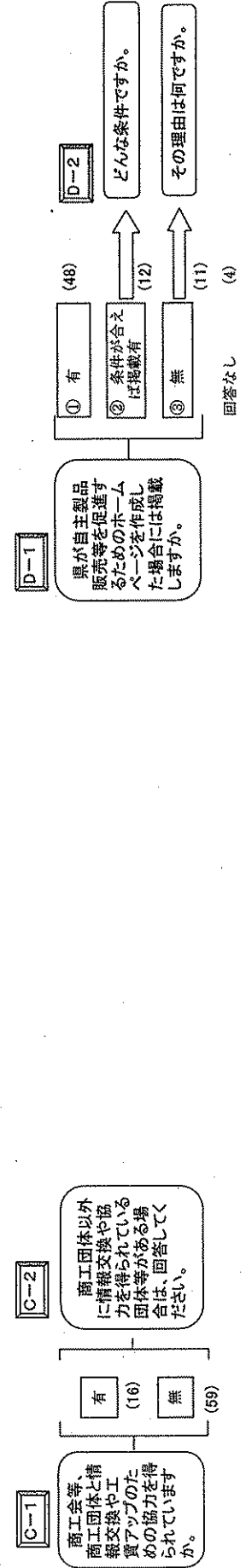
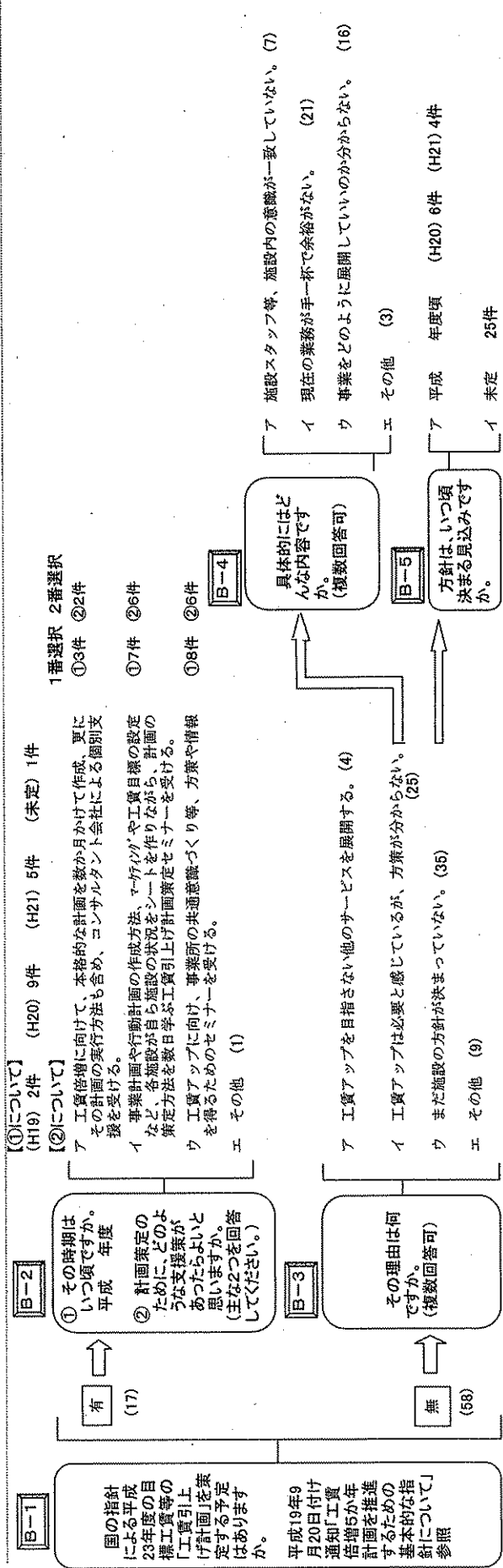
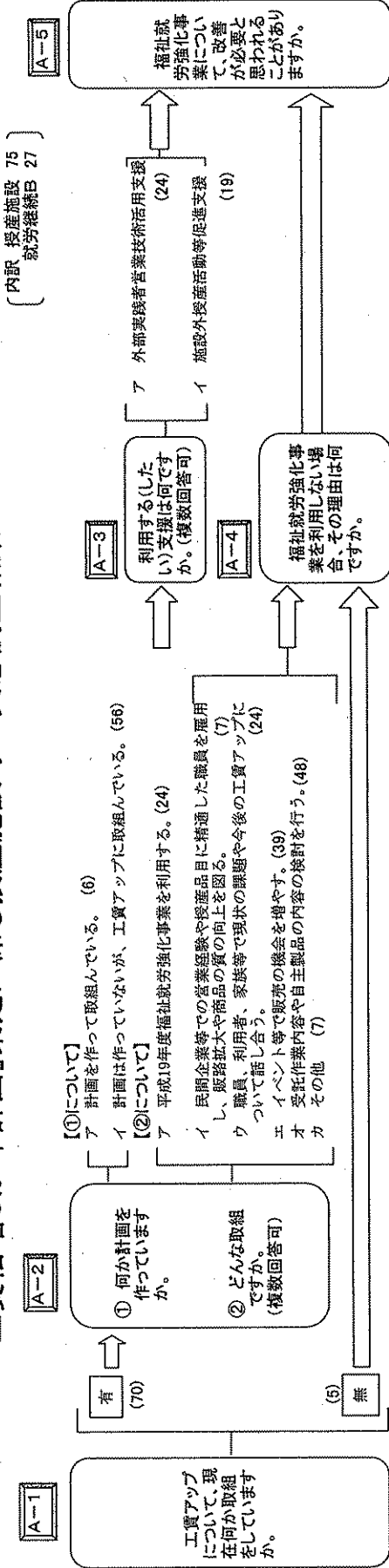
(参考)

利用者モデル

20歳、一人暮らし、障害基礎年金2級受給者、就労継続支援B型事業所を利用

(収入額) 年金 (障害基礎年金2級) 受給	月 66,008円
(支出額) 生活費 (県内の4種類の級地別生活保護「最低生活費」を平均)	月 91,596円
障害福祉サービス利用料	月 3,750円
(必要額) 年金収入 - (生活費 + 障害福祉サービス利用料)	
66,008円 - (91,596円 + 3,750円)	≒ 30,000円不足する。

「工賃倍増5か年計画」策定に係る授産施設等の実態調査結果 (平成19年9月末現在の計画対象102施設に対して照会 回答75施設)





## アンケート結果集計(詳細)

### A-4

福祉就労強化事業を利用しない場合、その理由は何ですか。

- \* 地域・市町村の情報を集め、イベント等の参加機会を増やしている
- \* 民間企業の生産現場熟練者を作業指導員として採用したので
- \* まず、自分達で出来る取組を試していく
- \* 現場での利用者・スタッフ間のコミュニケーションと課題共有が優先、まずは自分達で考えて行動するという認識
- \* 当面は授産活動活性化支援員の援助を受け、その後方向性を検討予定
- \* 法人全体の移行計画と平行して方針を決定したい
- \* 施設の方向性が決定していない為、現状でできる工夫をしていく。
- \* 明確な計画書がないから
- \* スタッフ間で意見が合わなかった為
- \* 利用者と作業のあり方を話し合っているが、現在のところ合意に至らず
- \* 重度障害者が多いため支援事業に該当しない
- \* 障害が重度であり生活介護が中心となっているため
- \* 通所者の現状(病状・生活・意欲など)から無理、かけ離れている
- \* 就労事業は廃止の方向
- \* 複数の作業で日常利用者数が不定で順調に作業が回らない
- \* 就労支援・就労(B)メンバーが確定していない
- \* 安価な作業が増えても工賃アップにつながらない

### A-5

福祉就労強化事業について、改善が必要と思われることがありますか。

- \* 利用者の実態に合ったサービスを考慮していただきたい
- \* それ以前に現行作業に対して、どう充実感・達成感を持たせるかが利用者にとっての課題と考える。
- \* 工賃アップは結果を出すまでに時間がかかる為、この事業が長年にわたり継続することを希望します  
また、事業をコーディネートする事業者も毎年変わるので利用する場合に継続性が失われてしまう。
- \* 優れた外部実践者を招き、継続的に指導を受ける料金(47,000円)では無理
- \* 商品生産で利益を上げるには、設備投資が必要と思う
- \* 特例子会社を全圏域に創設するための企業(団体)に対する働きかけ、同時に特例子会社のパートナーとなる福祉事業者の募集(訓練・再受容・GH建設・運営・相談等)

### D-1

県が自主製品を販売等を促進するためのホームページを作成した場合に

次の条件が合えば掲載する。

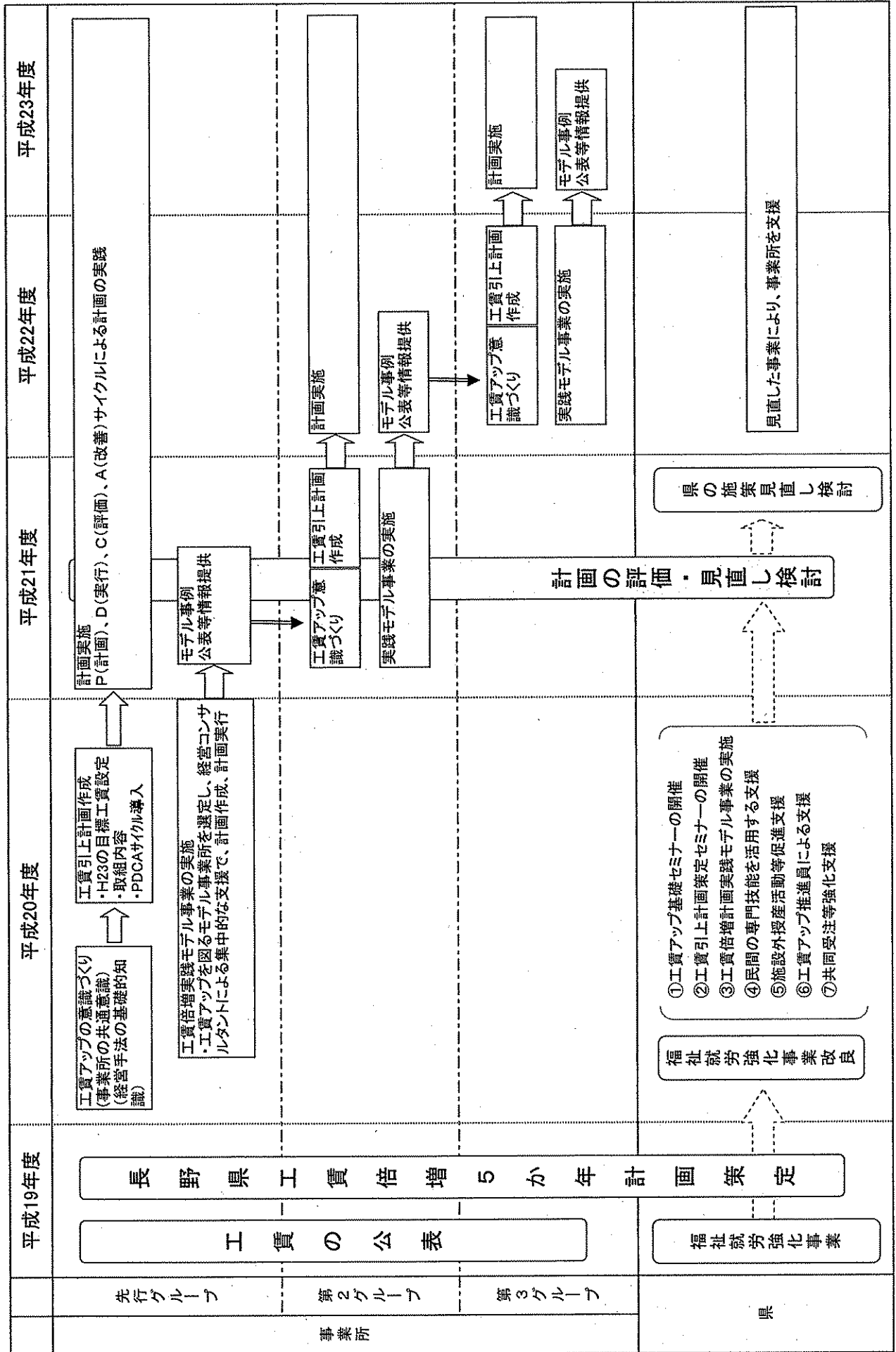
- \* 多くの人達に見てもらえるものであれば
- \* 関連施設との連携が取れた場合等
- \* 現在、特に自主製品には力を入れていない為
- \* 納期の制約条件が折り合えば希望したい
- \* 施設側の体制が整えば可能
- \* 販売意欲の湧くHPを準備してもらえるのであれば
- \* 製造量・販路等に変更が必要な場合は検討を要する
- \* 数量限定なら可
- \* 価格 他

掲載なし

次の理由から掲載しない。

- \* 需要に応じて一定量を継続的に提供できる体制づくり(生産・販売)ができない。
- \* 納期等、販売注文に対応しきれないことが予想される
- \* 安定供給が困難
- \* 焼き菓子は生製品であり、遠方の受注が無理
- \* 本格的な自習製品の作成に至っていない
- \* 地元地域に販路を作りたい
- \* 準備不良と地域ニーズ尊重のため
- \* ごく小規模で掲載の必要がない

長野県工賃倍増5か年計画推進のイメージ



## 「工賃倍増 5 か年計画策定検討会」について

## 1 検討会設置の目的

厚生労働省から「工賃倍増 5 か年計画」を推進するための基本的な指針が示され、県の計画を策定することとなった。

「工賃倍増 5 か年計画」は、就労継続 B 型事業所及び授産施設において働く障害者の工賃水準を引き上げることを通じ、障害年金を始めとする社会保障給付等による収入と合わせて、地域において障害者が自立した生活を実現することを目指すものである。

この「工賃倍増 5 か年計画」を県が策定するに当たり、県の目標をどのようにするか、また今後進める具体的な方策をどのようにするか、有識者から意見をいただき、県計画策定に資するため、検討会を設置する。

## 2 検討会の構成員

(有識者)

氏名	役職	所属	備考
荒谷麻美子	所長	キャロットハウス	就労継続 B 型事業所
戸谷達雄	事業部長	ワークス未来工房	就労継続 A 型事業所
諏訪元久	常務理事	(社) アルプス福祉会	知的通所授産施設を運営 きょうされん長野支部
夏目浩次	常務理事	(社) 豊生ら・ばるか	福祉就労強化事業登録コーディネーター
小池邦子	理事	NPO 長野県セルフセンター	福祉就労強化事業受託事業所
山浦悦子	代表取締役	ハイブリッド・ジャパン(株)	中小企業家同友会障がい者問題委員長
青木正彦	代表取締役	(株)礎建装	中小企業家同友会政策委員長

(行政)

氏名	役職	所属	備考
大池ひろ子	課長	障害者自立支援課	
寺沢博文	課長	障害福祉課	
成沢二四男	課長	雇用人材育成課	

(事務局) 障害者自立支援課

## 3 検討会開催状況

第 1 回検討会 平成 19 年 11 月 26 日開催

- 内容 (1) 「工賃倍増 5 か年計画策定検討会」等について  
(2) 県が実施している施策等  
(3) 授産施設等の現状と課題等情報交換

第 2 回検討会 平成 19 年 12 月 26 日開催

- 内容 (1) 現状と課題（授産施設等の工賃アップの取組等の状況）について  
(2) 達成目標の設定について  
(3) 目標達成のために取り組む県の支援策について  
(4) その他計画案について

第 3 回検討会 平成 20 年 2 月 19 日開催

- 内容 (1) 工賃倍増 5 か年計画（素案）について  
(2) その他

